

第2章 スポーツ調停

第1節 はじめに

2007(平19)年4月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が施行され、民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務に関し法務大臣の認証を受けることができるようになった。JSAAは、スポーツ紛争の解決に特化した機関としてスポーツ仲裁を行ってきたところ、スポーツ紛争の解決に裁判外紛争解決手続(ADR)を利用することが十分考えられるとして、2006(平18)年10月に「特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則」(「調停規則」)を制定、ADR法施行後直ちに認証の申請を行い、2007(平19)年7月ADR法機関第1号として法務大臣の認証を受けた。

以下では、第2節でスポーツ紛争に関する和解あっせん手続を行っているJSAAのスポーツ調停を、第3節で同様の手続を行っている弁護士会ADRをそれぞれ紹介する。第4節では紛争解決について考慮すべきスポーツ団体のガバナンスについて検討する。

第2節 JSAAのスポーツ調停

JSAAのスポーツ調停の対象は、2つの例外を除く「スポーツに関する紛争」であり、原則としてあらゆるスポーツ紛争が含まれる。例外とされるのは、「競技中になされる審判の判定に関する紛争」及び「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争」であり、これらの紛争は、当事者間だけで和解をすることは適当でないと考えられるため、和解あっせんをする調停ではなく、「事実関係について当事

者双方が確認し、理解することの手助けをすることを目的とする手続のみ」を行うことになっている。

スポーツ調停を申し立てるためには、原則として調停規則による調停に付する旨の何らかの書面による合意(「調停合意」)が必要である。しかし、現実には申立て前に調停合意ができるとは限らないので、調停合意なしに調停申立てがなされた場合でも、JSAAが調停をするのに相応しいと判断した場合には、被申立人に対し連絡をとり調停合意に達するように助力することになっている。また、調停は、公平な第三者である調停人が同席して行われるが、調停人の選任には当事者の意向が反映されるように工夫されている。

スポーツ調停は、2011(平23)年9月現在、8件の申立てがなされたにすぎない。このうち和解に至ったものは3件で、2件は取下または他の手続に移行したが、残りの3件は不応諾で審理すら開かれなかった。

スポーツ紛争は契約に基づく紛争でない限り、事前に紛争になることは予測できず、したがって紛争当事者が事前に紛争解決方法について合意して書面に残しておくということは通常考えられない。したがって、前章記載のように、JSAAは、スポーツ団体に対し、その規則の中に自動応諾条項を規定するように要請している。このことは、調停規則において、原則として申立て前の調停合意が要求されているスポーツ調停においても同様である。

第3節 弁護士会 ADR

JSAA以外にスポーツに関する紛争を扱う機関として弁護士会ADRがある。弁護士会ADRは、1990(平2)年に第二東京弁護士会が仲裁センターの名称で設置したのを皮切りに2011(平23)年現在28の弁護士会に存在する。弁護士会ADRに対する申立てのうち仲裁は非常に少なく大半は和解あっせん手続であるが、JSAAと同様にADR法による認証を得た弁護士会ADRもあれば、第二東京弁護士会など認証を得ていないものもある。弁護士会ADRはあらゆる民事上の紛争を対象にしているので、数は少ないがスポーツ紛争も申し立てられている。弁護士会ADRに関し日本弁護士連合会が毎年発行する仲裁統計年報によれば、2003(平15)年4月から2011(平23)年3

月までに全国で35件のスポーツ紛争が受理され、そのうち26件が解決されている。

第4節 紛争解決とスポーツ団体のガバナンス

1 はじめに

ガバナンスという用語はコーポレートガバナンス（企業統治）など統治と訳されることが多いが、本来、公権力の行使のあり方を意味するものであり、用語自体には「良い」という価値判断は含まれていなかった。しかし最近では、多くの場合ガバナンスといえば「良いガバナンス」と同義語であるとして使用されることが多いので、ここでも良いガバナンスの意味で使うことにする。

前章で述べられたように、基本法5条はスポーツ団体に対しスポーツ紛争の適正迅速な解決についての努力義務を規定している。また、5条2項では、スポーツ団体の運営の透明性と遵守すべき規準作成の努力義務を定めることによって、ガバナンスについて規定している。ガバナンスの面からこの努力義務を見たとき、スポーツ団体は一体何をすべきであろうか。

2 内部手続の整備

スポーツ団体は、その傘下にある競技者に対し、各種大会に参加する選手選考、ルール（規則）違反に対する処分、移籍、あるいは役員選任などについて固有の規範を設定し、具体的な事案に適用・決定する権限を有している。これらの規範自体について透明性や公正さが要求されることはいうまでもないが、紛争解決の面からは、例えば選手選考の結果に不満や疑問をもつ者がいた場合には、スポーツ団体からきちんととした説明がなされなければならない。また、ルール違反に関する処分をする場合には処分を受ける者に弁明させ、その言い分を十分聞いたうえで処分がなされるべきである。これらのことをするために、スポーツ団体は、団体内部におけるこれらの問題や紛争を解決するための手続を整備しなければならない。また、透明性の確保のため、これらの手続きの内容や手順は、書面化して競技者が何時でも見ること

ができるようにしなければならない。さらに、競技者に不利益処分を課す場合には、弁明の機会を与えるだけでなく、場合によっては競技者を弁護する者による弁護権の行使を認めることや、ときには公開の場で手続を行うことが要請されることもあると考えられる。

3 外部手続の利用

スポーツ団体は、その内部における不服申立手続や説明要求手続を整備し規定するだけでは必ずしも十分ではない。

スポーツ団体内部における紛争解決手続の結果に満足しない場合あるいは内部の手續自体の不備に不満をもつことも考えられる。このような場合、スポーツ団体は、紛争解決のため公正な第三者による判断がなされるJSAAのような外部の紛争解決機関を利用することができるようすべきである。裁判にたとえると、内部の紛争解決手続きを一番とすれば、外部の紛争解決手続が上級審となる。

「スポーツ基本法等の施行について（通知）」の第2留意事項の2項に、「基本法5条3項に規定する『スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする』とは、スポーツ団体が自ら解決に努めるとともに、仲裁又は調停に応ずるように努めることをも含むものである」と明記されている。前段の部分がスポーツ団体内部の手続を述べており、後段は、現時点では、唯一のスポーツ紛争解決機関であるJSAAにおける手続を念頭においているものと考えられる。

4 ガバナンスに問題があるとき

JASSは東京だけを拠点にしているのに対し、弁護士会ADRが南は福岡から北は札幌まで広い地域で行われていることを考慮しても、JSAAのスポーツ仲裁による解決が8年で13件、スポーツ調停によるものが5年で3件という数字は、余りにも少ないと言わざるを得ない。スポーツ団体と競技者を巡る紛争がこれ程少ないと考えられない。当面は15条による国の施策を見守り期待することになるが、それにもかかわらず仲裁・調停申立ての自動受諾条項をもつスポーツ団体が一向に増えず、また申立てに応諾しない状況が

みられる場合には、前章で述べるようにスポーツ団体への補助金の付与（33条3項）の要件として、自動受諾条項の設置をスポーツ団体に義務づけるような施策を国に要請することも考えられる。5条3項によるスポーツ団体のスポーツ紛争解決義務が努力義務であるとしても、国民にスポーツ権を認め、スポーツ紛争の適正迅速な解決を基本的施策の1つとする以上、基本法の基本理念に鑑みれば、そのような施策も当然の要請と考えられる。

（以上、竹之下義弘）

参考文献

- 山田和彦=山田文『ADR 仲裁法』（日本評論社、2008年）
道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構とその活動」日本スポーツ法学会年報15号（2008年）
道垣内正人「AD法に基づく認証とコンプライアンス」NBL861号（2007年）
第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会『ADR 解決事例精選77』（第一法规、2007年）

第VI編

東日本大震災とスポーツ基本法

執筆者紹介 (50音順／*編集委員)

伊東 卓 (いとう たかし) 弁護士 (第二東京弁護士会)
井上 洋一 (いのうえ よういち) 奈良女子大学文学部教授
入澤 充 (いりさわ みつる) 群馬大学大学院教育学研究科教授
上柳 敏郎 (うえやなぎ としろう) 弁護士 (第一東京弁護士会)
*浦川道太郎 (うらかわ みちたろう) 早稲田大学法学院教授
遠藤 利明 (えんどう としあき) 衆議院議員、元文部科学副大臣
*大橋 卓生 (おおはし たかお) 弁護士 (第一東京弁護士会)
奥島 孝康 (おくしま たかやす) 早稲田大学名誉教授
奥脇 透 (おくわき とおる) 国立スポーツ科学センタースポーツ医学研究部副主任研究員
笠井 修 (かさい おさむ) 中央大学法科大学院教授
桂 充久 (かつら あつひろ) 弁護士 (大阪弁護士会)
川井 圭司 (かわい けいじ) 同志社大学政策学部教授
川原 貴 (かわはら たかし) 国立スポーツ科学センター統括研究部長
齋藤 健司 (さいとう けんじ) 筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
境田 正樹 (さかいだ まさき) 弁護士 (第二東京弁護士会)、東北大学大学院医学系研究科客員教授
酒井 俊皓 (さかい としひろ) 弁護士 (愛知県弁護士会)
佐藤 千春 (さとう ちはる) 朝日大学法学部・大学院法学研究科教授、
*白井 久明 (しらい ひさあき) 弁護士 (岐阜県弁護士会)
*菅原 哲朗 (すがわら てつろう) 弁護士 (第二東京弁護士会)
鈴木 寛 (すずき かん) 参議院議員、前文部科学副大臣
*鈴木 知幸 (すずき ともゆき) 国際武道大学大学院特任教授
諫訪 伸夫 (すわ のぶお) 元筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
武田 丈太郎 (たけだ じょうたろう) 筑波大学大学院人間総合科学研究科特任助教
竹之下 義弘 (たけのした よしひろ) 弁護士 (第二東京弁護士会)
辻口 信良 (つじぐち のぶよし) 弁護士 (大阪弁護士会)、関西大学・龍谷大学講師
道垣内 正人 (どうがうち まさと) 早稲田大学法学院教授
友近 聰朗 (ともちか としろう) 参議院議員
中田 誠 (なかだ まこと) 市民スポーツ＆文化研究所特別研究員
中村 哲也 (なかむら てつや) 一橋大学非常勤講師
中村 祐司 (なかむら ゆうじ) 宇都宮大学国際学部・大学院国際学研究科教授

平井 千貴 (ひらい ちか)

日本アンチ・ドーピング機構テスティング
グループシニアマネージャー
藤原 康介 (ふじわら ようすけ) 日本オリンピック委員会理事
*松本 泰介 (まつもと たいすけ) 弁護士 (第二東京弁護士会)
宮内 孝知 (みやうち たかのり) 早稲田大学スポーツ科学学院教授
*望月 浩一郎 (もちづき こういちろう) 弁護士 (東京弁護士会)
*森 浩寿 (もり ひろひさ) 大東文化大学スポーツ・健康科学部教授
*森川 貞夫 (もりかわ さだお) 市民スポーツ＆文化研究所代表、日本体育
大学名誉教授
山崎 卓也 (やまざき たくや) 弁護士 (第二東京弁護士会)
吉田 勝光 (よしだ まさみつ) 松本大学人間健康学部教授
吉田 光成 (よしだ みつなり) 文部科学省大臣官房総務課課長補佐

詳解スポーツ基本法

2011年12月20日 初版第1刷発行

編 集 日本スポーツ法学会

発 行 者 阿 部 耕 一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巣町514

発 行 所 株式会社 成 文 堂

電話03(3203)9201㈹ FAX03(3203)9206

<http://www.seibundoh.co.jp>

製版・印刷・製本 シナノ印刷

©2011 日本スポーツ法学会

検印省略

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆

Printed in Japan

ISBN978-4-7923-8068-7 C3075

定価 (本体3,200円+税)